

令和6年度医療施設等経営強化緊急支援事業（緊急支援パッケージ）

1. 生産性向上・職場環境整備等支援事業 概要

○支給対象

令和7年2月1日時点（※）でベースアップ評価料を届け出ている又は同年3月31日時点でベースアップ評価料を届出見込みの病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護事業者

（※）令和6年度事業の場合、都道府県における事業化は早くとも本年2月1日以降が想定されるため。

○支給要件

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、以下の業務の効率化や職員の処遇改善を図る場合（いずれか（複数可））に所要の経費に相当する給付金を支給する。

（ICT機器等の導入による業務効率化）

タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

（タスクシフト／シェアによる業務効率化）

医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア

（給付金を活用した更なる賃上げ）

処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

○支給額の算定方法

- （病院・有床診）許可病床数×4万円
- （医科診療所）1施設×18万円
- （歯科診療所）1施設×18万円
- （訪問看護ST）1施設×18万円

○留意事項

都道府県は、給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が以下のいずれかに定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求める。

- ① 都道府県において、対象施設から報告があった申請内容が明らかに事業の目的に合致していないと認められる場合。
- ② 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認められる場合。
- ③ 令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届出見込みであることにより給付金の支給を受けた対象施設が令和7年3月31日までにベースアップ評価料を届け出なかった場合。

2. 病床数適正化支援事業 概要

○支給対象

病院又は診療所

○支給要件

1. 令和6年12月17日（令和6年度補正予算成立日）から令和7年3月31日までに一般病床、療養病床または精神病床の削減の届出を行う
2. 令和7年3月末時点において、廃院をしていない（地域医療構想に基づく再編統合によるものは除く。）

○支給額の算定方法

1. 削減病床1床につき、4,104千円支給
2. 別に単独支援給付金支給事業（地域医療介護総合確保基金）の支給がある場合は差額のみ支給

○支給額の算定方法（除外要件）

1. 産科・小児科病床の削減は算定から除外
2. 同一開設者による病床の融通は算定から除外
3. 事業譲渡による削減は算定から除外
4. 病床種別の変更は算定から除外
5. 特例増床を削減した場合は算定から除外
6. 特定の疾患を有する患者のための病床を削減した場合は算定から除外

○留意事項

今後 10 年間、正当な理由なく増床した場合は返還を求める

3. 施設整備が困難となっている医療機関に対する支援 概要

○支給対象

○現行の国庫補助事業の対象機関と同一とする。

早見表	NHO、JCHO、NC、国立大学法人等の独法	公的（日赤、済生会、厚生連等）	公立（都道府県、市町村、地方独法、一部事務組合）	民間
①確保基金	○	○	○	○
②ハード交付金	○	○	×（一般財源化）	○
③施設整備費	○	○	○	○

※正確にはメニューによって若干の相違があるが、概ね上記のとおり。

○令和6年度中に施設整備に係る本体工事の契約を締結している場合
（設計と施工を一元的に行うデザインビルト契約を含む）

○対象事業

対象事業は施設整備（新築、増改築及び改修）とする。

①地域医療介護総合確保基金

事業区分 I - 1

（標準事業例5）病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備事業

②医療提供体制施設整備交付金（ハード交付金）の国庫補助事業

☞都道府県が作成した「医療計画に基づく事業計画」により
救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援

③医療施設等施設整備費補助金の国庫補助事業

☞離島を含むへき地に所在する医療施設等の施設整備を支援

○支給額のイメージ

例)救命救急センターの場合

計算式

（市場価格* - 補助単価）× 基準面積 × 調整率 = 支給見込額

（484,000 円 - 295,100 円）× 2,300 m² × 0.33 = 143,375,100 円

* 鉄筋コンクリートの場合の市場価格

※当該交付見込額は、支給最大額であり、実建築単価や実建築面積が市場価格や基準面積と比較して小さい場合は、支給額が減額される。

4. 分娩取扱施設支援事業 概要

○支給対象

分娩を取り扱う病院・診療所・助産所

○支給要件

令和5年度における分娩取扱件数が、平成29～令和元年度の平均を下回る

○支給額の算定方法

病院または診療所 1施設×2,500千円

助産所 1施設×1,000千円

○留意事項

下記の補助金の交付を受ける分娩取扱施設は交付の対象外

- ・周産期母子医療センター運営事業
- ・産科医療機関確保事業
- ・本補正予算における地域連携周産期支援事業

4. 小児医療施設支援事業 概要

○支給対象

下記のいずれか

- ・小児中核病院：「小児医療の体制構築に係る指針」で規定する、三次医療圏において中核的な小児医療を実施する機能を持つ病院。
- ・小児救命救急センター：「救急医療対策事業実施要綱」で規定する、三次医療圏を対象に、重篤な小児救急患者を24時間体制で受け入れる施設。
- ・小児救急医療拠点病院：「救急医療対策事業実施要綱」で規定する、複数の二次医療圏を対象に休日夜間の小児救急医療体制を常時整備している施設。
- ・小児科を専門とする病院のうち、次の要件を全て満たしているもの
 - a 入院を要する二次救急医療機関として必要な診療機能や専用病床を備えていること。
 - b 小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を整えていること。
 - c 初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児救急患者を受け入れていること。

○支給要件

令和5年度における15歳未満の小児の延べ入院患者数が、平成29～令和元年度における15歳未満の小児の延べ入院患者数の平均を下回る

○支給額の算定方法

許可病床のうち、専ら15歳未満の小児を入院させる病床数×25万円

ただし、令和5年度における小児科部門に係る総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄付金その他の収入額（以下「収入額」）を控除した額を上限とする。

○留意事項

収入額が対象経費の実支出額を上回っている場合は、支給しない。

地域連携周産期支援事業 概要

5. 地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）

○支給対象

分娩を取り扱う病院が1施設以下、かつ、分娩を取り扱う診療所が2施設以下の二次医療圏に所在する、分娩を取り扱う病院・診療所

○支給要件

1. 分娩を取り扱うこと。
2. 妊産婦の健康診査を実施すること。
3. 各都道府県の医療計画との整合性が確保されること。
4. 今後の分娩の取り扱いについて、都道府県や地域の他の分娩施設との連携の状況や今後の取組に関する計画を提出すること。

○支給額：運営費

次の表の第1欄基準額と、第2欄対象経費の実支出額とを比較し少ない方の額の1/2を交付額とする。(国1/2、都道府県1/2)

1. 基準額	2. 対象経費
1 か所当たり	必要な次に掲げる経費
① 分娩取扱期間 年間9月以上 11,400千円	職員基本給
② 分娩取扱期間 年間6月以上9月未満 7,600千円	職員諸手当
③ 分娩取扱期間 年間6月未満 3,800千円	諸謝金
(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。	社会保険料

○留意事項

下記の補助金の交付を受ける分娩取扱施設は交付の対象外

- ・ 周産期母子医療センター運営事業
- ・ 産科医療機関確保事業
- ・ 本補正予算における分娩取扱施設支援事業、地域連携周産期支援事業（産科施設）

6. 地域連携周産期支援事業（産科施設）

○支給対象

分娩を取り扱っていない、または分娩取扱の継続が困難になることが見込まれる病院・診療所

○支給要件

1. 妊産婦の健康診査を実施すること。
2. 産後の健康診査及び産後ケアを実施することが望ましい。
3. 各都道府県の医療計画との整合性が確保されること。

○支給額：施設整備費

次の表の第2欄基準額と、第3欄対象経費の実支出額とを比較し少ない方の額の1/2を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
地域連携周産期支援事業（施設）	1施設当たり 16,800千円	産科医療施設として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 診療部門 (診察室、病室等)	2分の1

○支給額：設備整備費

次の表の第3欄基準額と、第4欄対象経費の実支出額とを比較し少ない方の額の1/2を交付額とする。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
地域連携周産期支援事業（設備）	医療機器整備費	1か所当たり 7,279千円	妊婦健診を行う産科医療施設として必要な医療機器購入費	2分の1

○留意事項

下記の補助金の交付を受ける分娩取扱施設は交付の対象外

- ・ 周産期母子医療センター運営事業
- ・ 産科医療機関確保事業
- ・ 本補正予算における
分娩取扱施設支援事業、地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）